

Graduate School of Psychology Division of Child Psychology

学生便覧

平成 30 年度



福島学院大学大学院

心理学研究科 こども心理専攻



学 是 真心こそすべてのすべて

本学の開学に当たって、創立者故菅野慶助先生、故菅野八千代先生が掲げられた理想は、「真心を持って行動し、社会に貢献できる人材の育成」でした。真心こそが、人間の行いの全てを貫くべきものであり、全ての徳の中で根本に位置するものという意味を込めて「真心こそすべてのすべて」が学是として掲げられたのです。本学は、この建学の精神に基づき、Sincerity（真心）と Hospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的にしています。

目 次

1.	大学院心理学研究科こども心理専攻の内容	4
1)	心理学研究科の目的	
2)	研究科・専攻の名称および学位の名称	
3)	教育研究および人材養成の目的	
4)	修業年限	
5)	修了の要件	
6)	教育の方法	
2.	教育課程	6
1)	教育課程と履修方法	
2)	授業の時間	
3)	学修キャンパス	
3.	修了までのスケジュール	9
4.	履修モデル	11
5.	修士論文	16
1)	修士論文の研究指導の原則	
2)	修士論文題目届けの提出	
3)	修士論文および要旨作成様式	
4)	修士論文提出先、締め切り時間、提出内容	
5)	修士論文審査	
6)	修士論文の再提出	
7)	修士論文発表会	
8)	修士論文の図書館への納本	
9)	大学院生の研究に関わるアンケート実施許可願	
10)	国内に於ける研究旅行について	
6.	学生生活	21
1)	こども心理専攻院生研究室	
2)	院生懇話会	
7.	届け出様式・関係規程	
*	諸届け出様式	22
*	福島学院大学大学院規則	30
*	福島学院大学大学院心理学研究科こども心理専攻履修規程	46
*	大学院計画履修細則	49
*	院生懇話会規程	50
*	大学院研究生規程	52
8.	平成 29 年度 学事日程	55

1. 大学院心理学研究科 こども心理専攻の内容

1) 心理学研究科の目的

本大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力および高度の専門的職業を担うための能力を養うことを目的としています。

また、地域社会への貢献および文化の進展に寄与することも目的とします。

2) 研究科・専攻の名称および学位の名称

【研究科・専攻の名称】

心理学研究科 こども心理専攻

【英訳名称】

Fukushima College Graduate School of Psychology,
Division of Child Psychology < Master's Course >

【こども心理専攻修了により授与される学位】

修士（こども心理）

Master of Child Psychology

3) 教育研究および人材養成の目的

本大学院心理学研究科は、心理学領域の理論および応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成します。

こども心理専攻は、乳幼児期および児童期における子どもの個別的課題や保育・教育上の今日的課題を研究し、子どもの発達支援だけではなく、保護者、家族への心理相談や心のケアもできる保育・教育現場におけるスペシャリストの育成を目的としています。

4) 修業年限

こども心理専攻の修業年限は、標準 2 年です。ただし、2 年を超えて計画履修を希望する場合は、3 年とすることができます。

5) ディプロマポリシー

必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位、選択科目 16 単位以上、計 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および試験に合格した者に学長は修了を認定し学位を授与します。

6) 教育の方法

こども心理専攻の教育は、前述「3. 教育研究および人材養成の目的」のとおり保育現場のスペシャリスト養成を目的としています。自ら求め、自ら学ぶことが大切です。

こども心理専攻では、現職者である方を対象とした授業を展開します。教育・保育の現場における経験、体験からの問題提起をもとに、討論形式もしくはケーススタディなど、アクティブ・ラーニングを積極的に活用した授業を進めます。

それぞれの授業の詳しい内容は、授業計画 / シラバスをご覧ください。

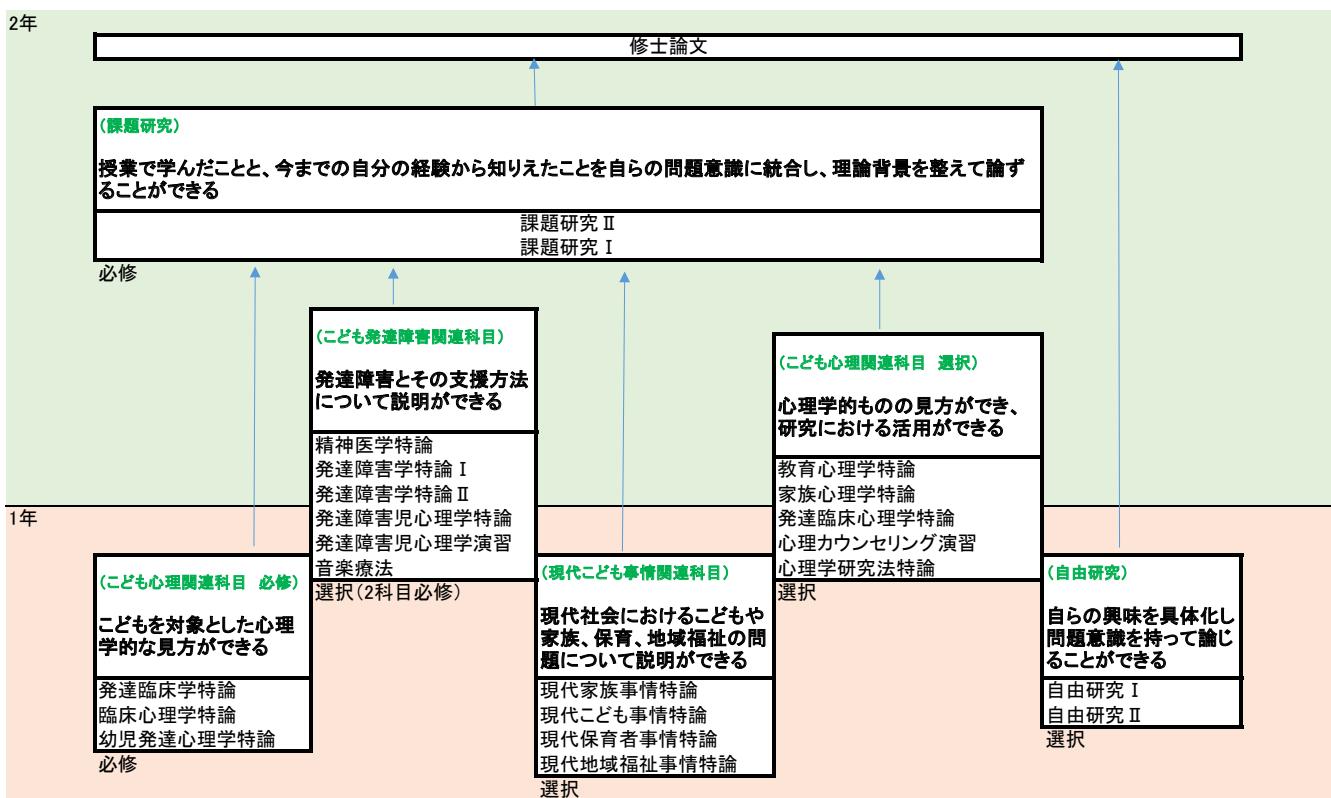
2. 教育課程

1) カリキュラムポリシー

こども心理専攻は、乳児期から児童期における、子どもの保育・教育上の今日的課題および個別的課題に対応できる心理的援助支援の内容を学修するために、現代こども事情関連、こども発達障害関連、こども心理学関連の3科目分野で教育課程を編成しています。現職者として現場における経験、体験に応じて自主的、自立的能力を涵養することを目的として、討論形式もしくはケーススタディを導入した授業などで進めています。

心理学研究科こども心理専攻 カリキュラムツリー

人材育成の目標	乳幼児期および児童期における子どもの個別的課題や保育・教育上の今日的課題を研究し、子どもの発達支援だけではなく、保護者、家族への心理相談や心のケアもできる保育・教育現場でのスペシャリストを育成する。
学修成果	1)保育・教育の現場において、子どもの発達や保護者、家族が抱える問題に対応できる知識を身につけている。 2)保育・教育の現場が抱えるさまざまな課題を解決して行ける、多角的な視点と応用力を身につけている。 3)保育・教育の現場における経験、体験に応じて自主的、自立的に研究ができる。



2) 授業の時間

授業は 1 コマ 90 分で、宮代キャンパス、駅前キャンパス共に授業時間は、平日 6 時限目（17：50～19：20）、7 時限目（19：30～21：00）に実施します。

集中講義は、1 日 5 コマ（9：40～18：30）を 3 日間実施します。集中講義の日程は、巻末の学事日程表を参照してください。

3) 学修キャンパス

こども心理専攻では、授業履修者の勤務先や通学の便宜を考慮し、本学の本部である宮代キャンパスを授業実施メインキャンパスとして授業を実施します。臨床心理専攻と同時開講科目は、福島駅前キャンパスにおいて実施するものがあります。

なお、集中講義は、福島駅前キャンパスでの開講です。

▶教育課程表

科目区分	授業科目的名称	配当年次		単位数		授業形態		授業回数	開講キャンパス	備考
		年次	学期	必修	選択	講義	演習			
現代こども事情関連科目	現代家族事情特論	1	後		2	○		15	宮代	
	現代こども事情特論	1	前		2	○		15	宮代	
	現代保育者事情特論	1	後		2	○		15	駿前	集中
	現代地域福祉事情特論	1	後		2	○		15	駿前	
こども心理関連科目	幼児発達心理学特論	1	前	2		○		15	宮代	
	臨床心理学特論	1	前	2		○		15	宮代	
	発達臨床学特論	1	前	2		○		15	宮代	
	教育心理学特論	1・2	前		2	○		15	駿前	
	家族心理学特論	1・2	前		2	○		15	駿前	集中
	発達臨床心理学特論	1・2	後		2	○		15	宮代	
	心理カウンセリング演習	1・2	後		2		○	15	駿前	集中
	心理学研究法特論	1・2	前		2	○		15	駿前	
こども発達障害関連科目	精神医学特論	1・2	前	選択必修2科目4単位	2	○		15	駿前	集中
	発達障害学特論Ⅰ	1・2	後		2	○		15	駿前	
	発達障害学特論Ⅱ	1・2	後		2	○		15	駿前	
	発達障害児心理学特論	1・2	後		2	○		15	駿前	
	発達障害児心理学演習	1・2	後		2		○	15	駿前	
	音楽療法	1・2	後		2		○	15	駿前	
自由研究	自由研究Ⅰ	1	前		2	○		15	宮代	
	自由研究Ⅱ	1	後		2	○		15	宮代	
課題研究	課題研究Ⅰ	2	前	2		履修順序の制限有り I → II			時間外	
	課題研究Ⅱ	2	後	2						時間外

修士論文	修士論文	最終年次		修了必修 論文審査と口頭試験
------	------	------	--	----------------

3. 修了までのスケジュール

提出書類のタイミングと大まかな履修の流れ

こども心理専攻の年間スケジュールは、巻末の年間行事予定表によりますが、必要な書類等の提出を含めた大まかなスケジュールは次の通りです。標準履修（2年）の場合と、計画履修（3年）の場合とでは若干の違いがあります。在学期間は、いずれも入学から4年間で、4年を越して在学することは認められません（自動的に退学となる）。

▶標準履修（2年の場合）

1年次（M 1）

4月	入学式、履修申告（前期）、入学前既修得単位認定申請書		
5月			修士論文作成計画
6月	修士論文作成構想書・指導教員希望書 提出		
7月	修士論文作成構想書 再提出（必要者のみ）		修士論文研究・作成
8月			
9月			
10月	履修申告（後期）		
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

2年次（M 2）

4月	履修申告（前期）		
5月		修士論文指導会①	
6月		修士論文指導会②	
7月		修士論文指導会③	
8月			
9月		修士論文指導会④	
10月	履修申告（後期）	修士論文指導会⑤	
11月		修士論文指導会⑥	修士論文題目提出
12月			
1月	修士論文提出、修士論文審査（口述試験）		
2月	修士論文再提出、再審査（必要者のみ）		
3月	修士論文発表会、学位授与式		

▶計画履修（3年の場合）

1年次（M 1）

4月	入学式・履修申告（前期）、計画履修申請書（入学時）、入学前既修得単位認定申請書		
5月			修士論文作成計画
6月	修士論文作成構想書・指導教員希望書 提出		
7月	修士論文作成構想書 再提出（必要者のみ）		修士論文研究・作成
8月			
9月			
10月	履修申告（後期）		
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

2年次（M 2）

4月	履修申告（前期）		
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月	履修申告（後期）		
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

3年次（M 3）

4月	履修申告（前期）		
5月		修士論文指導会①	
6月		修士論文指導会②	
7月		修士論文指導会③	
8月			
9月		修士論文指導会④	
10月	履修申告（後期）	修士論文指導会⑤	
11月		修士論文指導会⑥	修士論文題目提出
12月			
1月	修士論文提出、修士論文審査（口述試験）		
2月	修士論文再提出、再審査（必要者のみ）		
3月	修士論文発表会、学位授与式		

4. 履修モデル

こども心理専攻は修了に必要な単位数が 30 単位ですが、それ以上の履修も可能です。

以下に、標準修業年数 2 年間で 30 単位を履修する場合、38 単位を履修する場合、計画履修年数 3 年間で 30 単位を履修する場合、38 単位を履修する場合のモデルを示します。履修の際に参考にしてください。

▶ 履修モードル（2年間30単位）

必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位、選択科目 16 単位 計 30 単位

6 時限 (17:50 ~ 19:20)				7 時限 (19:30 ~ 21:00)				時間外 集中講義	
	月	火	木	金	月	火	木	金	
1年 前期	幼児発達心理学 特論（隔週） 現代こども事情 特論（隔週）		心理学研究法 特論		幼児発達心理学 特論（隔週） 現代こども事情 特論（隔週）	発達臨床心理学特論 現代こども事情 特論（隔週）			精神医学特論 家族心理学特論
1年 後期			発達臨床心理学 特論			現代家族事情 特論			現代保育者事情 特論
2年 前期				教育心理学特論				発達障害児心理学 特論	課題研究 I
2年 後期				発達障害児心理学 演習					課題研究 II

赤字：必修科目 緑字：選択必修 黒字：選択科目

▶ 履修モデル（2年間38単位）

必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位、選択科目 24 単位 計 38 単位

6 時限 (17:50 ~ 19:20)				7 時限 (19:30 ~ 21:00)				時間外 集中講義
月	火	木	金	月	火	木	金	
現代こども事情 特論 (隔週) 1年 前期	心理学研究法 特論 自由研究 I 幼児発達心理学 特論 (隔週)			現代こども事情 特論 (隔週) 幼児発達心理学 特論 (隔週)	発達臨床心理学特論 （隔週）	臨床心理学特論		精神医学特論 家族心理学特論
1年 後期	発達臨床心理学 特論 自由研究 II				現代家族事情 特論			現代保育者事情 特論 心理カウンセリ ング演習
2年 前期				教育心理学特論				発達障害児心理学 特論 Ⅰ
2年 後期	発達障害学特論 Ⅰ			発達障害児心理学 演習				課題研究 Ⅱ

赤字：必修科目 緑字：選択必修 黒字：選択科目

▶ 履修モデル（3年間30単位）

必修科目10単位、選択必修科目4単位、選択科目16単位 計30単位

		6時限（17：50～19：20）					7時限（19：30～21：00）					時間外		集中講義		
	月	火	木	金	月	火	木	金								
1年 前期	幼児発達心理学 特論（隔週） 現代こども事情 特論（隔週）				幼児発達心理学 特論（隔週） 現代こども事情 特論（隔週）				発達臨床心理学特論	臨床心理学特論				精神医学特論 家族心理学特論		
1年 後期									現代家族事情 特論					現代保育者事情 特論		
2年 前期		心理学研究法 特論									発達障害児心理学 特論	課題研究 Ⅰ				
2年 後期					発達障害児心理学 演習				発達臨床心理学 特論			課題研究 Ⅱ				
3年 前期					教育心理学特論											
3年 前期																

赤字：必修科目 緑字：選択必修 黒字：選択科目

▶ 履修モデル（3年間38単位）

必修科目 10 単位、選択必修科目 6 単位、選択科目 22 単位 計 38 単位

6 時限 (17:50 ~ 19:20)				7 時限 (19:30 ~ 21:00)				時間外 集中講義
	月	火	木	金	月	火	木	
1年 前期	幼児発達心理学 特論 (隔週) 現代こども事情 特論 (隔週)	自由研究 I			幼児発達心理学 特論 (隔週) 現代こども事情 特論 (隔週)	発達臨床心理学特論	臨床心理学特論	精神医学特論 家族心理学特論
1年 後期		自由研究 II			現代家族事情 特論			現代保育者事情 特論
2年 前期		心理学研究法 特論				発達障害児心理学 特論	課題研究 I	
2年 後期	発達障害学特論 I				発達障害児心理学 演習	発達臨床心理学 特論	課題研究 II	心理力ワークセミ ング演習
3年 前期					教育心理学特論			
3年 前期								

赤字：必修科目 緑字：選択必修 黒字：選択科目

5. 修士論文

修士論文は、大学院の在学期間を通して作成する大きな目標です。

修士論文の評価は、論文自体の審査と口述試験（修士論文審査会での面接試験）の両方で合格をしなければ、「合」を得ることができません。入学時からどのような研究をどのように行い修士論文としてまとめるか、長期にわたる研究計画を持たなければなりません。

ですから、修士論文のための研究は、在学期間すべてを使って行うものと言っても過言ではないのです。くれぐれも、ひと月やふた月で書けるものと思って取りかからないよう、各自のしっかりとした意識を求めます。

修士論文の研究・作成は、入学後、1年次6月の指定の日までに「修士論文構想書」の提出から始まります。提出に基づき、こども心理専攻会議において指導教員が決定されます。同時に「修士論文構想書」についても検討し、是正もしくは修正がある場合は該当学生に対し再提出を求めます。

1) 修士論文の研究指導の原則

修士論文に関わる研究指導は、以下の4点の原則にのっとって行います。

- ①学生の自発的、自立的研究を奨励し、学生の研究への介入を教員は極力控えます。
ただし、倫理に関する部分については、修士論文指導会などで複数の教員による指導を行います。
- ②研究指導教員による個別指導は、学生の求めに応じて行いますが、原則としてゼミ室もしくは小会議室で実施します。
- ③修士論文へのアドバイスは、修士論文指導会（こども心理専攻の専任教員で構成されています）において、学生によるレジュメ発表を通して行います。修士論文指導会は、4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月の7回開催します。エントリー制で、各回3人まで（15分発表、15分指導、計30分持ち時間）が指導を受けることが出来ます。指導を希望する学生は、開催1週間前までに指導会担当まで申し込んでください。開催日は、巻末の年間行事予定表のとおりです。修士論文指導会は、こども心理専攻に在学する学生なら誰でも参加、指導を受けることができます。
- ④研究指導にあたっては、学生に研究テーマに関連する学会、研究会等への参加を奨励します。

2) 修士論文題目届の提出

修士論文を提出するに先立ち、「修士論文題目届」で修士論文審査の願いを出す必要があります。

提出先：宮代キャンパス教務課、または、福島駅前キャンパス事務室窓口

提出期日：年間行事予定表に定めた期日の 17 時まで

3) 修士論文および要旨作成様式

(1) 修士論文作成様式

修士論文の作成様式は、必ず守らなければなりません。それはスポーツのルールのようなもので、違反した場合にはレッドカード（それだけで不合格）になると認識してください。

修士論文本体の作成様式

- ①A4 版縦、片面刷り、余白は上下左右 30 mm、横書き 40 字×30 行
- ②印字はワード・プロセッサーにて明朝体 11 ポイントを使用
- ③本文内図表は原則として図表ごとに 1 頁使用し、中央に配置
- ④本文には頁数を各ページ下中央に付す

修士論文の標準的構成

- ①表紙：修士論文題目、所属専攻名、学籍番号、学生氏名、指導教員氏名を記載
- ②目次
- ③本文
- ④引用文献：アルファベット順に並べ、
筆者（発行年）：論文名、掲載誌名 卷数；掲載ページ。 の順で記載
- ⑤参考文献
- ⑥付記・謝辞等
- ⑦資料：調査用紙など、作成に関わる資料を適宜明示

形態：審査用論文は、2 穴式バインダーで製本をしていること

(2) 要旨作成様式

要旨とは、修士論文の内容を簡潔に述べたものです。論文の”はじめに”とは異なります。修士論文の目的、対象、結果、考察がすべて簡潔に最小限にまとめられている必要があります。十分に吟味し、過不足無い内容を作成してください。要旨にも様式があ

ります。修士論文の作成様式と同様に守らねばなりません。

要旨本体の作成様式

- ①A4版縦、余白は上下左右30mm、横書き40字×30行
- ②ワード・プロセッサーにて明朝体11ポイントを使用
- ③1行目に「要旨」と明記し、2～4行目に所属専攻名、学籍番号、学生氏名を記載
- ④1,000字以内

形態　　：要旨は、一部ずつクリアフォルダに入れて提出のこと

4) 修士論文提出先、締め切り時間、提出内容

提出先　：宮代キャンパス教務課、または、福島駅前キャンパス事務室窓口

提出日時：年間行事予定表に示した締め切り日の17時まで提出してください。

締め切り時間以降はいかなる理由があっても受付がなされません。

提出内容：修士論文提出書、審査用論文 3部、要旨 3部

修士論文提出書：

修士論文提出時に、「修士論文提出書」を添付し、提出してください。「修士論文題目届」に記載した題目から変更が生じた場合には、様式に沿ってその旨明記してください。提出にあたっては、必ず指導教員の承認印を得た上で提出してください。

※ 提出での注意

- ①審査用3部は、ファイル表紙に修士論文表紙と同様の内容を明記する
- ②要旨は、3部をクリアフォルダにいれ提出する
- ③論文と要旨は、論文表紙と同様の情報が記載された袋に入れ提出
- ④提出された修士論文および要旨は返却しない
- ⑤再審査には、再度、審査用3部と要旨3部を提出する

5) 修士論文審査

修士論文の審査は、専攻会議によって決められ、学長によって承認された主査 1 名、副査 2 名（うち 1 名は専門領域を異なる教員）の計 3 名で構成された修論審査会が審査を行います。審査は、論文の審査と口頭試問による試験からなり、どちらも合格しなければ、修士論文の合格にはなりません。

提出された論文には、修正加筆が求められる場合もあります。その場合には期日までに修正を施した論文を再度提出し、審査を受けることになります。

6) 修士論文の再提出

提出された論文に修正が可能なミスや不足が認められた場合には、審査会から修正が求められる場合があります。修正指示書に従い、修正加筆を行い、期日までに再提出し、再度の審査を受けてください。期日までの提出がない場合は不合格となります。

7) 修士論文発表会

修士論文発表会は 3 月の上旬に実施します。

当日配布する発表抄録集の原稿は、指導教員の指導を受け、期日までに担当者に提出してください。

*抄録の内容

- ①論文タイトル
- ②氏名
- ③指導教員名
- ④論文概要

目的、方法、結果、考察を簡潔に記述、主要引用文献を明記

*文量 A4 版 横書き、40 字 × 40 行 4 枚以内 プリントアウトで提出

この発表会では、修士論文の成果を発表するものです。抄録以外に配付資料がある場合は発表者が当日持参（30 部程度）してください。発表機材等の準備は発表者が行い、PowerPoint 等を使いプレゼンテーションを的確に行ってください。

8) 修士論文の図書館への納本

合格した修士論文は、図書館を通して、公開されます。これは、後輩の勉学の助力に資することも目的としています。製本はこども心理専攻で行いますので、製本用プリントア

ウトを一部、期日までに担当者に提出してください。

※ 提出での注意

- ①合格した修士論文と同一の内容（提出したものと同じ論文）を片面印刷で出力
- ②ファイルに綴じず、穴は開けない。クリップで留めて封筒に入れること
- ③要旨は、修士論文の中表紙の前に差し込む
- ④修士論文表紙と同様の情報を書いた袋に封入のこと

9) 大学院生の研究に係るアンケート実施許可願

大学院生が学内外において研究のためにアンケート（質問紙調査等）を行う際には、「大学院生の研究に係るアンケート実施許可願」によって専攻の許可を得る必要があります。これは、院生の研究活動における倫理上の問題等を確認した上で、必要な支援を行うための手続きです。許可にあたっては、「大学院生の研究に係るアンケート実施許可書」が交付されますが、交付までには 1 週間程度の時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。

申請にあたっては、必ず指導教員の承認印を得た上で提出してください。

なお提出は、宮代キャンパス教務課、または、駅前キャンパス事務室窓口にて行ってください。

10) 国内に於ける研究旅行について

修士論文を作成するに当たり、調査のために国内で旅行する場合は、指導教員に届け出をしてください。この届け出がない場合には、旅行中の怪我や損害賠償に関する保険が使えません。この届け出は、研究に関わる旅行のみに適用されます。なお、様式の受け取りと提出は、宮代キャンパス教務課、または、駅前キャンパス事務室窓口にて行ってください。

11) 研究倫理研修会

こども心理専攻に在籍する学生は、年に 1 回、必ず「研究倫理研修会」を受講しなければなりません。これは、修士論文を提出するとき、受講していることが求められます。年に 2 回、4 月と 8 月に開催しますので、どちらか 1 回に必ず出席してください。

開催日は、学事日程表に記載しています

6. 学生生活

1) こども心理専攻院生控室

福島駅前キャンパス4階にこども心理専攻院生控室があります。プリンターが自由に使えるよう設置されています。各自がパソコンを持ち込めばネットワークに接続することもできます。個人の学修や、グループでの研究会など、自由に活用してください。

2) 院生懇話会

院生懇話会とは、大学院生と大学院研究生のより充実した学修生活を支援するために、院生及び研究生とこども心理専攻に関わる教職員が定期的に懇談を行うものです。

院生懇話会では、授業や学修生活、研究に関することや親睦に関すること、その他懇談を必要とすること等について、話し合います。

7. 届け出様式・関係規程

*届け出様式

*福島学院大学大学院規則

*福島学院大学大学院心理学研究科こども心理専攻履修規程

*大学院計画履修細則

*院生懇話会規程

*大学院研究生規程

平成 年 月 日

計画履修申請書

福島学院大学 学長 殿

福島学院大学大学院
心理学研究科
こども心理専攻（修士課程）

選考番号 _____

氏名（自署） _____ 印

昭和・平成 年 月 日 生

福島学院大学大学院規則に規定するところにより、修業年限を3年として、
計画的な履修を希望いたしますので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 「3年間の計画的な履修」を希望する理由

2. 学費の取り扱い希望

規定により計画履修における授業料及び教育充実費については、本人の申し出により標準修業年限2年間の合計金額(168万円)を計画年数で除した金額を毎年払い込むことができます。以下により希望する学費の取り扱い方法をお選びください。

◆希望する学費の取り扱いの□に△点を付けてください。

3年間の計画年数で除した金額を払い込む。(年額56万円)

標準修業年限(2年)で払い込む。(年額84万円)

※1年分の学費は振込依頼書により半期分と全納分のいずれかをお選びいただき、お手続きいただけます。

注意

- この申請により、研究科委員会の審議了承をもって修業年限が承認されます。
- 修業・在学年限は留年及び休学期間を含めて4年以内です。
- 入学後、別に定める計画履修表をご提出いただきます。

提出期限

入学手続期限必着で本学宮代キャンパス事務局教務課宛にご提出（郵送可）ください。（郵送の際は、添付の返送先宛名ラベルシールをご利用ください。）
提出期限までにご提出がない場合は申請のないものとみなします。

入学前既修得単位認定申請書

ふりがな	生年月日
氏名	(印)
大学院・研究科名	選考番号
福島学院大学大学院 心理学研究科こども心理専攻	

単位修得大学院

単位修得大学院名		
大学院	研究科	専攻
上記大学院の入学年月日	上記大学院の修了等年月日（修了/退学の該当に○）	
年　月　日　入学	年　月　日	修了/退学
科目等履修の場合の在学期間 年　月　日～		年　月　日

認定希望科目

既単位修得科目(単位数)	本学大学院読替科目(単位数)
(　　単位)	(　　単位)
合　計(　　単位)	合　計(　　単位)

- 【添付書類】 : ① 単位修得大学院の成績証明書（科目等履修の場合は単位修得証明書）
 ② 単位修得大学院の修了証明書または在学期間を証明する書類
 ③ 認定希望科目のシラバス

郵便番号	電話番号	
—	(　　)	
住 所（アパート等の場合は、アパート名、室番号まで詳細に記入してください）		
福島学院大学大学院	学籍番号 (※大学記入欄)	

修士論文構想書

提出日 平成 年 月 日

心理学研究科こども心理専攻
学籍番号

氏名

印

研究テーマ		
研究目的		
研究内容		
		1年次
		2年次
研究スケジュール		3年次（計画履修学生のみ）
希望指導教員	主たる指導教員	
	従たる指導教員	

大学院生の研究に係るアンケート実施許可願

【駅前事務室保管用】

申請年月日	平成 年 月 日
-------	----------

福島学院大学大学院心理学研究科 研究科長 殿

申請者	該当する 方に○	大学院心理学研究科	専攻	年
		大学院心理学研究科	研究生	
	学籍番号		* 研究生の場合には記入不要	
	氏名		印	

下記のとおりアンケートを実施いたしたく、許可くださるようお願ひいたします。

記

研究の概要	
アンケート内容	
アンケート実施方法	
説明と同意について の配慮および対応	
個人情報の保護についての 配慮および対応	
アンケート実施機関	
アンケート対象者	(名見込)
実施日および時間	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
実施時間詳細	の時間を利用して

許可年月日	平成 年 月 日
添付書類	

指導教員承認	係	駅前事務室長	専攻主任	学科主任*	学科長**	研究科長
/	/	/	/	/	/	/

* 教職員を対象として実施する場合には斜線を引き、回付から省く。

** 教職員を対象として実施する場合には総務部長とする。

* * * 学外機関で実施する場合には斜線を引き、回付から省く。

指導教員

学外研究活動（国内）申請書

平成　　年　　月　　日

申請者　　学籍番号

氏　　名

印

学外研究活動をする場所

学外研究活動をする日時

平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

研究活動の目的

行程（居住地を出発する日時から、帰着する日時まで使用交通機関と大まかな日程を書くこと）。

- ・職務上の出張は対象外。本務先への休暇願は各自で完了しておくこと。
- ・書き切れない場合には別添のこと。

修士論文題目届

【駅前キャンパス事務室保管】

届出年月日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

福島学院大学大学院心理学研究科 研究科長 殿

届出者	学 年	心理学研究科	年
	学籍番号		
	氏 名	印	

下記題目にて修士論文を提出し、審査を希望いたします。

記

修士論文題目	
--------	--

受理年月日	平成	年	月	日
備 考				

指導教員承認
/

係	研究科主任	研究科長
/	/	/

修士論文提出書

【駅前キャンパス事務室保管】

提出年月日	平成 年 月 日
-------	----------

福島学院大学大学院心理学研究科 研究科長 殿

届出者	学 年	心理学研究科 年
	学籍番号	
	氏 名	印

下記題目にて、修士論文を提出いたします。

記

修士論文題目	
修士論文題目届に 記載した題目	

* 「修士論文題目届」記載題目から変更した場合のみ記載すること。

受理日時	平成 年 月 日 午前 時 分
備 考	

指導教員承認
/

係	研究科主任	研究科長
/	/	/

制定	19.	4.	1
改正	20.	10.	1
"	22.	4.	1
"	23.	4.	1
"	24.	4.	1
"	25.	4.	1
"	26.	4.	1
"	27.	4.	1
"	28.	4.	1
"	30.	4.	1

福島学院大学大学院規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この大学院規則は、福島学院大学学則第6条の2第2項の規定に基づき、福島学院大学大学院（以下「本大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力および高度の専門的職業を担うための能力を培うこととする。

2 本大学院は、前項の目的に加えて地域社会への貢献及び文化の進展に寄与することをも目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第2条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 点検・評価の組織および方法については別に定める。

(情報の公表)

第4条 本大学院は、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況をホームページで公表するとともに、自己点検・評価および認証評価の概要について、刊行物もしくはホームページへの掲載、その他の方法により、適宜、情報の公表を行うものとする。

第2章 組 織

(大学院の課程)

第5条 本大学院に修士課程を置く。

(教育方法の特例)

第5条の2 本大学院は夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(研究科および収容定員)

第6条 本大学院に、次の研究科および専攻を置く。

心理学研究科

臨床心理学専攻

こども心理専攻

2 前項の学生定員は次のとおりとする。

入学定員 収容定員

心理学研究科

臨床心理学専攻 7名 14名

こども心理専攻 7名 14名

(教育研究および人材育成の目的)

第7条 本大学院心理学研究科は、心理学領域の理論および応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成する。

2 臨床心理学専攻は、病院・学校・企業・施設などの現場において、心理相談、心のケアのできる高度な人材の育成を目指すことを目的とする。

3 こども心理専攻は、乳幼児期及び児童期における、子どもの保育・教育上の今日的課題及び個別的課題を研究し、子ども及び保護者、家族への心理相談や心のケアを通じて、保育教育の現場に役立つ人材の育成を目指すことを目的とする。

4 教育研究および人材育成の目的については、本規則をホームページに掲載するほか、入学案内等で公表するものとする。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の二学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日

2. 国民の祝日に関する法律に定める休日

3. 創立記念日 2月15日

4. 春期休業

5. 夏期休業

6. 冬期休業

2 前項第2号および第4号から第6号の休業期間については毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

3 授業回数、および実習日数の確保のため、休業日であっても授業日、もしくは実習日とすることがある。

4 感染症の予防上、もしくは緊急の事情により必要ある場合は、授業日であっても臨時に休業日を設けることがある。

第 4 章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第 11 条 修業年限は 2 年を標準とする。ただし、2 年を超えて計画的な履修（以下「計画履修」という。）を希望する場合には修業年数を 4 年以内とすることができる。

(在学年限)

第 12 条 学生は第 33 条に定める休学期間を含めて 4 年を超えて在学することはできない。

第 5 章 入 学

(入学の時期)

第 13 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 14 条 大学院に入学することのできる者は、次によるものとする。

1. 大学を卒業した者
2. 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
3. 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
4. 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 文部省告示第 5 号）
5. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

(入学者受入れの方針)

第 14 条の 2 本大学院は、第 2 条に定める目的並びに第 7 条に定める教育研究および人材育成の目的に基づく入学者受け入れについての方針を定め、公表するものとする。

(入学の出願)

第 15 条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 出願の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第 16 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第 17 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学)

第 18 条 転入学又は再入学を希望する者については選考の上、研究科委員会の議を経て転入学又は再入学を許可することがある。

2 前項の場合、学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院（再入学の場合は本大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとする。

ただし、本大学院において退学時と同一専攻に再入学する場合は、既修得の科目・単位について、10 单位を超えて認定することがある。

第 6 章 教育課程および授業方法等

(教育課程編成・実施の方針)

第 19 条 本大学院は、教育課程編成・実施の方針を定め、公表するものとする。

(教育課程の編成)

第 19 条の 2 本大学院は第 7 条に定める教育研究および人材育成の目的を達成するため必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）の計画を策定し、教育課程を体系的に編成する。

2 本大学院の教育課程は、前項の方針に沿い、必修科目、選択科目を開設し、専攻毎に必要な科目群に分けて編成する。

(授業科目および単位数)

第 20 条 本大学院の授業科目および単位数は、臨床心理学専攻においては別表 第 1、こども心理専攻においては別表第 4 に定めるところによる。

2 本大学院の教育は授業科目の授業および研究指導によって行うものとする。

3 本大学院では、文部科学大臣が定めるところにより第 1 項に定める授業科目の一部については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第 21 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によるものとする。

1. 講義および演習については、15 時間から 30 時間の範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする

2. 実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする

2 修士論文研究指導科目（課題研究）については、前項の規定にかかわらず必要な学修をもって 1 単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 22 条 第 18 条に定める転入学・再入学以外で、他の大学院を修了又は中途退学し、新たに本大学院に入学した学生の既修得単位（科目履修生として修得

した単位を含む) については、学長が教育上有益と認めたときは、本大学院における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとする。

第 7 章 履修要件等

(履修登録)

第 23 条 学生は履修する科目を選定し、履修届を提出するものとする。

(成績評価および単位認定)

第 24 条 本大学院は学修成績の評価方法を次のとおり定める。

1. 成績評価は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする
2. 単位の認定は、必要な課程として定められた時数の 3 分の 2 以上を出席し、本大学院の行う試験、その他による成績審査に合格したものに対して行う
ただし、第 21 条第 2 項の授業科目については学修の成果を評価して単位を認定する
- 2 本大学院は学修の成果の単位認定にあたっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示すると共に、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績発表)

第 25 条 成績の発表は次の方法による。

1. 発表の時期は各学期末とし、書類をもって学生に通知する
2. 成績の段階は 5 段階とし、各評点ごとの点数は次のとおりとする
A+ (100~90) A (89~80) B (79~70)
C (69~60) D (59 以下)

ただし、授業科目によっては単位の認定・不認定のみを記載することがある。

第 8 章 修士論文

(論文の内容)

第 26 条 心理学研究科について、学生が提出する修士論文の内容は臨床心理学専攻にあっては臨床心理学に関するもの、こども心理専攻にあっては、子どもの心理学的課題に関するものとする。

(倫理的配慮)

第 27 条 指導教員は学生の修士論文作成指導にあっては、学生が被対象者の倫理的配慮に努めるよう留意するものとする。

(論文の提出)

第 28 条 修士論文は、指定された期日までに提出しなければならない。

(審査会)

第 29 条 提出された修士論文の審査は審査会で行う。

2 審査委員は主査 1 名（指導教員）、副査 2 名（論文内容と同領域を専門とする教員 1 名、他領域を専門とする教員 1 名）、計 3 名とし、専攻会議の議を経て学長が委嘱する。

3 臨床心理学専攻では、前項に定める審査委員のうち 1 名は臨床心理士有資格者をもって充てるものとする。

(試験)

第 30 条 修士論文の試験は審査委員 3 名による審査会において、修士論文の要旨の発表、および審査委員による質疑に対する応答によって行う。

2 前項の審査会において指導事項が付された場合は、当該学生は修士論文を修正もしくは補充のうえ、定められた期日までに再提出しなければならない。
(評価方法)

第 31 条 修士論文の評価は、合・否とし、審査会の議を経て主査が決定する。

第 9 章 休学・復学・退学および除籍

(休学)

第 32 条 病気その他の事由により、2 ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第 33 条 休学期間は 1 年以内とする。

(復学)

第 34 条 休学期間中、その理由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第 35 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒による場合は第 45 条に定めるところによる。

(退学処分)

第 35 条の 2 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が退学処分とする。

1. 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納付しない者

2. 第 12 条に定める在学年限を超えた者

3. 第 27 条第 2 項に定める休学年限を超えた者

2 退学処分となった者の既修得単位はこれを有効とする。ただし、前項第 1 号による退学処分者については納付金の有効期限内による修得単位に限るものとする。

3 退学処分の通知には第 1 項の該当条項を記載して本人に通知するものとする。

(除籍)

第 36 条 次の各号の一つに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

1. 在学中に死亡した者

2. 6カ月以上にわたり行方不明の者

第10章 修了認定および学位授与

(修了認定・学位授与の方針)

第36条の2 本大学院は、修了認定・学位授与の方針を定め、公表するものとする。

(修了認定)

第37条 本大学院心理学研究科修士課程の修了を認定する者の要件は次のとおりとする。

1. 臨床心理学専攻にあっては、必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上計 34 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者。
2. こども心理専攻にあっては、必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位、選択科目 16 単位以上計 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者。

(学位の授与)

第38条 学長は、前条の規定を満たし、第7条に定める教育研究および人材育成の目的に適うと研究科委員会で認定した者に対し、修士の学位を次のとおり授与する。

心理学研究科

臨床心理学専攻 修士（臨床心理学）

こども心理専攻 修士（こども心理）

(臨床心理士受験資格の取得)

第39条 本大学院心理学研究科臨床心理学専攻修士課程は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院として、次に定める要件を満たした者に、臨床心理士受験申請資格証明書を交付する。

1. 別表第2の必修科目から 9 科目 16 単位、選択必修科目群（A, B, C, D, E）からそれぞれ 2 単位以上、計 10 単位以上、合計 26 単位以上を修得した者
2. 修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものである者
3. 本大学院の修士（臨床心理学）の学位を取得した者

(公認心理師国家試験受験資格の取得)

第39条の2 次に定める要件を満たした者に、公認心理師国家試験受験資格を付与する。

1. 大学において、心理学その他の公認心理師となるための必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めて卒業し、本大学院において別表第3に定める科目の単位を修得した者
2. 本大学院の修士（臨床心理学）の学位を取得した者

第 1 章 科目履修生、研究生、外国人留学生、特別聴講学生

(科目履修生)

第 40 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一、または複数の授業科目の履修を希望する者がある時は、本大学院の教育に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として入学を許可することがある。

2 科目履修生に対する成績評価及び単位の認定については、第 24 条の規程を準用する。

3 科目履修生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第 41 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある時は、本大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として在籍を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は次のとおりとする。

1. 修士の学位を有する者またはこれと同等以上の学力があると本大学院が認めた者

2. 学士の学位を有する者またはこれと同等以上の能力があると本大学院が認めた者

3. 短期大学士の学位または准学士の称号を有する者で実務経験 2 年以上（93 単位制 3 年制の卒業者もしくは短期大学 1 年制専攻科の修了者は 1 年以上）を有し、学士と同等以上の能力があると本大学院が認めた者

3 研究生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第 42 条 外国人で、高等教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学することを志願する者がある時は、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第 43 条 他の大学院の学生で、本大学院における特定の授業科目を履修することを希望する者がある時は、当該大学院との協定に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

第 44 条 本大学院の学生にして、表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て教授会に諮り学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 45 条 本大学院生にして学則その他の規則に違反し、または本大学院生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て教授会に諮り学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
1. 品行不良で改善の見込がないと認められる者
 2. 正当な理由がなくて出席、常でない者
 3. 本大学院の秩序を乱した者
 4. ストーカー、ハラスメント等の行為を行った者で改悛に至らない者
 5. 暴力等の行為を行った者
 6. 犯罪行為を行った者
 7. その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 入学検定料・学費およびその他の費用

(入学検定料・入学金・授業料等)

第46条 本大学院の学費は次のとおりとする。

	臨床心理学専攻	こども心理専攻
入学検定料	30,000円	30,000円
入学金	150,000円	150,000円
施設設備費	50,000円	50,000円
授業料 年額	700,000円	500,000円
教育充実費 年額	140,000円	140,000円
実験実習費 実費		実費

ただし、本学学部の卒業年入学者は入学金の全額、過年度卒業者（短期大学部出身者を含む）は入学金の半額を免除する。

- 2 第11条ただし書きによる、計画履修学生の授業料および教育充実費については、本人の申出により2年間の合計額を計画年数で除した金額を毎年払い込むものとすることが出来る。
- 3 前項に規定する計画履修学生を除く大学院生が標準修業年限（2年）を超えて在学する場合、または計画履修学生が修業年限（3年）を超えて在学する場合の学費については次のとおりとする。

1. 臨床心理学専攻

ア 修了に要する修得単位のうち「臨床心理課題研究IV」のみが不合格の場合

授業料 一学期 175,000円

教育充実費 一学期 35,000円

イ 「臨床心理課題研究IV」を除く必修科目および選択科目の修得単位数が修了要件を満たさない場合の授業料、教育充実費、実験実習費については第46条第1項に定めるものとする。

2. こども心理専攻

ア 「修士論文」のみが不合格の場合

授業料 一学期 125,000円

教育充実費 一学期 35,000円

イ 必修科目および選択科目の修得単位数が修了要件を満たさない場合は、前号イと同様とする。

(納入期限)

第 47 条 学費の納入期限は次のとおりとする。

1. 入学一時金

入学金、施設設備費 合格通知後の指定する日まで

2. 年度納付金

授業料、教育充実費 前期分 4月 20 日まで

ただし新入学生については前年度 3月 31 日まで

後期分 9月 30 日まで

2 前項第 2 号の年度納付金は、前期・後期一括納入することができる。

3 学費は出席の有無にかかわらず、これを納入しなければならない。

4 前期または後期の途中において復学した者の納付金額は別に定める。

(納付金の返還)

第 48 条 前条の定めによる納入学費について、入学辞退もしくは入学後退学許可を得た場合の返還については次のとおりとする。

1. 入学手続きを行なった後、入学式の前日までに文書で入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き、納入された学費の全額を返還する。

2. 入学式日以降 4月末日までに退学許可を得た場合、入学金を除き施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ 80 パーセント（千円未満切捨て。以下本条において同じ）、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

3. 入学年度の 5月 1 日から 5月末日までに退学許可を得た場合、施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ 60 パーセント、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

4. 入学年度 6月 1 日以降の退学者については返還しない。ただし、前後期の学費を全納した者が 9月末日までに退学許可を得た場合は、後期分学費を返還する。

(休学中の学費)

第 49 条 休学の許可を受けた者は、次学期以降の休学期間中の学費を免除する。

(学費納入の猶予)

第 50 条 学生もしくはその学費負担者が経済的理由、または罹災によって学費の納付が困難である場合は、第 46 条に規定する学費の徴収を猶予することがある。

2 学費徴収猶予に関しては「福島学院大学学費徴収猶予規程」の定めを準用する。

第 14 章 教員組織および運営組織

(教員組織)

第 51 条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する次の資格を満たす福島学院大学の専任の教員がこれを行う。ただし、特に必要のある場合は、兼任の教員を充てることができる。

1. 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
2. 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
3. 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
4. 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(研究科長)

- 第 52 条 研究科に研究科長を置く。
- 2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充てる。

(研究科委員会)

- 第 53 条 本大学院心理学研究科の運営のため、心理学研究科委員会（以下、研究科委員会という。）を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する専任の教授並びに、学長、学院長および学長が指名した教職員をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、学長の承認のもとに心理学研究科長（以下、研究科長という。）が招集してその議長となる。
- 4 研究科委員会は学長が必要と認めた時は福祉学部教授会と合同で開くことができる。

(審議事項)

- 第 54 条 研究科委員会は、学長もしくは研究科長の諮問に応じて次の事項を審議し、意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、課程修了認定に関する事項
2. 学位の授与に関する事項
3. 大学院規則（教育課程を含む）に関する事項
4. 学生の研究指導および教育指導に関する事項
5. 入学前・入学後の他大学院および本学他専攻等における修得単位の認定に関する事項
6. 学生の褒賞、懲戒に関する事項
7. その他学長が必要と認めた事項

(報告事項)

- 第 54 条の 2 研究科長は直近の研究科委員会に次の事項を報告するものとする。

1. 学生の留学・休学・復学に関する事項
2. 学生の転学・退学に関する事項
3. 計画的履修に関する事項
4. その他研究科長が必要と認めた事項

(教授会への報告)

- 第 54 条の 3 学長は、前二条による審議事項および報告事項を、直近の大学教授会に報告するものとする。

(専攻会議)

- 第 55 条 心理学研究科の専攻の運営のために専攻毎に専攻会議を置く。

- 2 専攻会議は専攻の授業を担当する専任の教員をもって組織する。
- 3 専攻会議は、心理学研究科長が招集し、その議長となる。
- 4 専攻会議は次の事項を審議する。
 1. 専攻学生の研究指導に関する事項

2. 専攻学生の教育指導に関する事項
3. 実習の実施および委託並びに実習訪問に関する事項（こども心理専攻を除く）
4. ケースカンファレンスの実施に関する事項（こども心理専攻を除く）
5. 教育課程およびシラバスの整合性に関する事項
6. 計画履修学生の研究計画に関する事項
7. 修士論文の指導に関する事項（倫理的配慮を含む）
8. FD の実施に関する事項
9. 自己点検評価報告書の作成に関する事項
10. 学内教員との共同研究に関する事項
11. その他学長又は研究科長の諮問又は指示する事項

第 15 章 教育研究施設および図書館

（教育研究施設）

第 56 条 本大学院の教育研究のため、研究室、演習室、実験実習室等必要な施設を置くものとする。

2 本大学院の施設は、福島学院大学の施設と共にとする。

3 本大学院の附属施設として心理臨床相談センターを置く。

（図書館）

第 57 条 福島学院大学の図書館に、本大学院の教育研究に必要な図書および学術雑誌を備えるものとする。

附 則

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

ただし、第 35 条の 2 、第 36 条、第 46 条第 3 項については平成 23 年度在学生より適用する。

附 則

この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

ただし、第 29 条第 3 項および第 39 条第 1 項については平成 25 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。

2. 第 39 条の 2 について、平成 29 年度以前に入学し修了した者は、公認心理師法附則第 2 条第 1 項による特例を適用し、別に定める履修細則によるものとする。

別表第 1 (教 育 課 程)

心理学研究科 臨床心理学専攻

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
臨床心理学特論 I	2		
臨床心理学特論 II	2		
臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	2		
臨床心理面接特論 II	2		
臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
臨床心理査定演習 II	2		
臨床心理基礎実習	2		
臨床心理実習 I (心理実践実習 A)	1		
臨床心理実習 II	1		
心理実践実習 B		5	
心理実践実習 C		4	
心理統計法特論	2		
臨床心理学研究法特論	2		
発達心理学特論	2		
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		
職場メンタルヘルス特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		
精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		
発達障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		
心理療法特論	2		
学校臨床心理学特論	2		
心の健康教育に関する理論と実践	2		
臨床心理課題研究 I	2		
臨床心理課題研究 II	2		
臨床心理課題研究 III	2		
臨床心理課題研究 IV	2		
			課題研究は、研究指導のための科目とする。

別表第 2 (臨床心理士受験資格証明書付与にかかる必要科目及び単位数)

必修科目	授業科目名	単位
	臨床心理学特論 I	2 単位
	臨床心理学特論 II	2 単位
	臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	2 単位
	臨床心理面接特論 II	2 単位
	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2 単位
	臨床心理査定演習 II	2 単位
	臨床心理基礎実習	2 単位
	臨床心理実習 I (心理実践実習 A)	1 単位
	臨床心理実習 II	1 単位
小計		16 単位
選択必修科目	授業科目名	単位
	心理統計法特論 臨床心理学研究法特論	2 単位以上
	発達心理学特論 教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2 単位以上
	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) 職場メンタルヘルス特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開) 犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2 単位以上
	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開) 発達障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2 単位以上
	心理療法特論 学校臨床心理学特論	2 単位以上
小計		10 単位以上
必修・選択必修合計		26 単位以上

注 1. 必修科目の「特論」「演習」は臨床心理士資格を有する専任の教員が担当するものとする。

注 2. 必修科目の「臨床心理実習 I (心理実践実習 A)・臨床心理実習 II」は、学内外の実習施設において、実際に受理面接、心理査定、心理面接などを行い、複数の指導教員によるカンファレンス、スーパーヴィジョンなどを含むものとする。

注 3. 実習に関する科目は、複数の教員が担当し、すべて臨床心理士の資格を有する者とする。

注 4. 必修科目および選択必修科目 E 群は、臨床心理学専攻の学生に特化して開講するものとする。

別表第3（公認心理師受験資格付与にかかる必要科目及び単位数等）

	授業科目名	授業形態	単位	時間
心理実践科目	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	発達障害児心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	職場メンタルヘルス特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2 単位	30 時間
	臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	心の健康教育に関する理論と実践	講義	2 単位	30 時間
実習科目	臨床心理実習 I (心理実践実習 A) 心理実践実習 B 心理実践実習 C	実習 実習 実習	1 単位 5 単位 4 単位	45 時間 225 時間 180 時間

別表第4（教育課程）

心理学研究科 こども心理専攻

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
専門科目			
現代こども事情関連科目			
現代家族事情特論	2		
現代こども事情特論	2		
現代保育者事情特論	2		
現代地域福祉事情特論	2		
こども心理関連科目			
幼児発達心理学特論	2		
臨床心理学特論	2		
発達臨床学特論	2		
教育心理学特論		2	
家族心理学特論		2	
発達臨床心理学特論		2	
心理カウンセリング演習		2	
心理学研究法特論		2	
こども発達障害関連科目			
精神医学特論	2		
発達障害学特論Ⅰ	2		
発達障害学特論Ⅱ	2		
発達障害児心理学特論	2		
発達障害児心理学演習	2		
音楽療法	2		
自由研究			
自由研究Ⅰ	2		
自由研究Ⅱ	2		
課題研究			
課題研究Ⅰ	2		
課題研究Ⅱ	2		

専門科目は、必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位及び選択科目 16 単位以上を修得する。

修了要件は合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格するものとする。

2 科目 4 単位以上必修とする。

課題研究は、研究指導のための科目とする。

制定 H25.4.1
改正 H26.4.1
〃 H30.4.1

福島学院大学大学院心理学研究科こども心理専攻履修規程

(目的)

第1条 この規程は本大学院心理学研究科こども心理専攻における履修について、必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は大学院規則第23条に定めるところに従い、毎学年の始めに履修する科目を選定し、履修届を福島駅前キャンパス事務室（以下「駅前キャンパス事務室」という。）に提出するものとする。ただし、後期開講科目については後期に履修届を受け付けることがある。

(履修条件等)

第3条 前条の履修登録について、「自由研究」「課題研究」については、I～IIの順で履修するものとする。

(履修科目の変更)

第4条 届け出た履修科目の変更は、1回目の授業が開始された日から2週間以内であれば履修変更届を駅前キャンパス事務室へ提出し、他の科目への変更を行うことができる。

(履修科目の放棄)

第5条 届け出た履修科目を学生が放棄する場合は、放棄届を駅前キャンパス事務室へ提出しなければならない。

2 履修の放棄は、当該授業を開始した日から2週間以内に届け出るものとし、その後は認めないものとする。

(出欠確認および遅刻・早退の取扱い)

第6条 出欠の確認は、原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分以内の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。

公共交通機関の遅延等による場合はその旨担当教員に申告し、教員が正当と認めれば、欠席扱いもしくは減点としない。

2 授業科目について、必要な時数として定められた時数の3分の1を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」とする。

(成績判定の方法)

第 7 条 学習成績の判定の方法は試験、論文、調査、実習、出席状況、口頭試問等（以下試験等という）担当教員の定めるところによって行う。

(不正行為)

第 8 条 試験等において試験規程第 3 条に定める不正行為があったと認められた学生は、当該試験科目の成績を零点とする。

2 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと認められた学生は、大学院規則の規定に基づき、研究科委員会の議を経て教授会に諮り、学長がこれを懲戒する。

(試験等の期間)

第 9 条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜行う。

(成績評価)

第 10 条 大学院規則第 24 条、および同第 25 条に定めるところに従い、成績評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。

2 前項に定める成績評価は試験等の総合評価とする。
3 D の評価は成績通知書に記載するが証明書には記載しない。

(単位の認定)

第 11 条 単位取得の認定は、当該授業科目の担当教員が次の条件をそなえた学生に対して行う。

1. 履修届を提出し、履修確認手続きが完了した者
 2. 必要な時数として定められた時数の 3 分の 2 以上出席した者。この場合の出欠確認については、第 6 条に定めるところによるものとする。
 3. 授業科目における試験等の結果を総合判定して学習成績の評価が 60 点以上の者
 4. 所定の学費を納入した者
- 2 前項第 2 号の定める必要時数の規定にかかわらず、大学院規則第 21 条第 2 項に定める科目（「課題研究」）については、同第 24 条第 1 項第 2 号ただし書きの定めるところにより、担当教員は学修の成果を評価して単位を認定するものとする。

(追試験)

第 12 条 学生が次の事由により試験（論文によらずペーパーテストで行う場合。以下同じ）に出席できなかった場合は、速やかにその旨を駅前キャンパス事務室に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験願を事前もしくは事後 1 週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気（医師の診断書）
 2. 事故・災害（事故証明書、災害証明書）
 3. 公共交通機関の遅延・運休（交通機関の遅延・運休証明書）
 4. 忌引（2親等までに限る。家族の証明書）
 5. 自宅または居所の緊急事態（公的機関または家族の証明書）
 6. 就職試験等（受験先またはキャリア支援室長の証明書）
 7. 結婚（本人または2親等までに限る。家族の証明書）
 8. 本人の不注意と認められる場合。（この場合、80点を満点とし、1科目につき追試験料5千円を徴収する。）
- 2 試験開始後30分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに駅前キャンパス事務室長（不在時は室員）にその状況を説明し確認を受け、1週間以内に試験監督員の退出事由に関する証明書、および原則として医師の診断書を添付のうえ、駅前キャンパス事務室に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。
- 3 試験実施日にかかり、学生に国民体育大会や海外遠征試合等の選手として、関係機関より参加要請があり、研究科委員会の議を経て学長が参加を許可した場合は、駅前キャンパス事務室に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。

（再履修）

第13条 成績評価の結果、不合格と判定されたものは、次の年次に再履修することができる。ただし、特別の事情がある場合は学長が研究科委員会の議を経て許可しない場合がある。

附 則

1. この規程は平成30年4月1日から施行する。
2. この規程の所管は大学院心理学研究科とする。

制定 22. 4. 1
改正 25. 4. 1

大学院計画履修細則

(目的)

第1条 本細則は、福島学院大学大学院規則第11条の規定するところにより、修業年限の標準2年を超えて、4年以内で計画的に教育課程を履修すること（以下「計画履修」という。）について定めることを目的とする。

(計画年数)

第2条 計画履修制度による修業年限は4年であるが、福島学院大学大学院規則第12条に定める学生の在学年限が同じく4年であるため、休学・留年等の事態を考慮し、同制度申請時における計画年数は3年とする。

(申出時期)

第3条 計画履修を申出する者は、入学手続時に計画履修申出書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の学長の許可は、研究科委員会の議を経て行う。

(計画年数の変更)

第4条 計画履修を許可された学生が、計画年数を短縮したい場合は、指導教員の了解を得て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の学長の許可は、研究科委員会の議を経て行う。
3 計画年数は、延長することができない。

(計画年数短縮に伴う授業料)

第5条 前条第1項により、計画年数を短縮する場合は、修了までに規定の授業料を完納しなければならない。

附 則

1. 本細則は、平成25年4月1日より施行する。
2. 本細則の所管は、大学院心理学研究科とする。

制定 H22.4.1
改正 H25.4.1

院生懇話会規程

(趣旨)

第1条 この規程は福島学院大学大学院に在学する大学院生(以下院生という。)及び半期以上の在籍を許可された研究生(以下研究生という。)と、本大学院運営責任者等(以下運営責任者等といふ。)との定例の懇談を通じて、院生、研究生の教育・研究の向上に資することを目的とする。

(懇話会の設置)

第2条 前条に定める目的を達成するために運営責任者等及び院生、研究生の代表による院生懇話会(以下院生懇話会といふ。)を専攻ごとに設置する。

2 前項において研究生が在籍していない場合は、その代表を欠員とする。

(懇話会の構成)

第3条 院生懇話会は専攻ごとに次の者を以って構成する。

1. 運営責任者等として研究科長、福島駅前キャンパス事務統括部長、研究科担当教員のうちから1名
2. 院生代表(以下院生幹事といふ。)として標準修業年数による在籍生、1年次生、2年次生各1名とし、院生数が多い場合、もしくは標準修業年数を超えて計画履修する院生が5名以上いる場合は、年次を問わず1~2名
3. 研究生が3名以上いる場合は、研究生代表(以下研究生幹事といふ。)として1名

(院生懇話会の懇談事項)

第4条 院生懇話会の懇談事項は次のとおりとする。

1. 院生、研究生の教育・研究に関する事項
2. 院生、研究生の親睦に関する事項
3. 大学院の運営にかかる院生に関する事項
4. 院生、研究生研究紀要に関する事項
5. その他特に懇談を要する事項

(院生懇話会の開催)

第5条 院生懇話会は専攻ごとに年3回以上適宜開催するものとする。ただし、院生休業期間中は開催しない。

(院生懇話会の招集及び懇話題の通知)

第6条 院生懇話会は研究科長が代表幹事と協議して懇話題を定めるものとし、研究科長は1週間前までに構成員に文書で通知するものとする。

(懇話会の代表の選任)

第7条 第3条第2項の院生幹事は、各々該当する院生の互選により選出するものとする。

2 研究生幹事については前項同様互選により選出するものとする。

(代表幹事の選任)

第8条 前条に定める院生幹事のうちから、その互選により代表幹事1名を選出する。

(幹事の任務)

第9条 幹事(研究生幹事を含む。以下同じ。)は次の任務を行なう。

1. 院生及び研究生の教育・研究の向上、及び院生もしくは研究生の親睦行事のため各幹事と連絡調整を行なうこと
2. 各院生もしくは研究生との意見交換を行なうこと
3. 第3条に定める懇話会において、適宜意見を述べること

(代表幹事の任務)

第10条 代表幹事は各幹事の意見を集約し、第6条に定める任務を行うものとする。

(代表幹事及び幹事の任期)

第11条 代表幹事及び幹事の任期(年度途中で補充選任された場合を含む。)は当該年度間とし、年度毎に院生の互選によって選任する。重任する場合は1期のみとする。ただし、修了する幹事の任期については学位授与式の前日までとする。

2 前項の規程にかかわらず、研究生幹事の任期は在籍期間内のみとする。

附 則

1. この規程は平成25年4月1日より施行する。
2. この規程の所管は大学院心理学研究科とする。

大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、福島学院大学大学院規則第41条第3項の規定に基づき、研究生に関する事項を定めることを目的とする。

(研究生の種別)

第2条 研究生は次の3種とする。

1. 修士研究生

大学院規則第41条第2項第1号に定める修士の学位を有する者または同等以上と本大学院が認めた者

2. 学士研究生

大学院規則第41条第2項第1号に定める学士

3. 学士相当研究生

大学院規則第41条第2項第3号に定める者

(許可の時期)

第3条 研究生としての在籍の許可の時期は原則として学年の始めとする。

(出願)

第4条 研究生として志願する者は、研究生願書と研究課題及び研究計画書等所定の書類に手数料3,000円を添えて、福島駅前キャンパス事務室に提出し、研究科長を経て学長に願い出なければならない。

2 願書には希望の指導教員を記載しなければならない。

(選考)

第5条 学長は前条の研究志願者について、指導教員として希望のあった教員及び研究科担当教員の1名計2名に委嘱して選考を行う。

2 学長は、前項の結果に基づき可否を決定する。

3 学長が可とした場合は、併せて指導担当教員決定を通知するものとする。

(手続及び許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき、可の通知を受けた者は指定した期日までに研究指導料を納付しなければならない。

2 学長は前項の研究生の手続を完了した者を研究生として在籍を許可する。

(研究在籍期間)

第 7 条 研究在籍期間は研究生として許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は通算 2 年の範囲内で許可を得て、この期間を延長することができる。

2 研究生として在籍期間中は、原則週 1 回指導教員の指導を受けるものとし、必ずしも大学院研究室での在席を要しない。

(指導教員等)

第 8 条 研究生は特定の研究課題について、指導教員の指導を受けるほか、指導教員および授業担当教員の許可を得て当該研究に関連のある授業を履修することができる。

この場合の履修費は、在籍期間中年間 2 科目までは無料とし、それ以上の科目については大学院科目履修生規程の定めによるものとする。

(研究の修了)

第 9 条 研究生が所定の期間在籍し、その研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を、指導教員及び研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は研究修了者に対し、本人の請求により研究修了証明書を交付することができる。

(研究指導料)

第 10 条 研究指導料は月額 2 万円とし、研究生としての在籍許可手続時に、その許可された日の属する月から研究修了予定日の属する月までの全額を納付しなければならない。

(既納の研究指導料)

第 11 条 既納の研究指導料は返還しない。

(実験実習費)

第 12 条 実験実習に要する費用は研究生の負担とすることがある。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する事項は必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の所管は福島駅前キャンパス事務室とする。

平成30年度 こども心理専攻学事日程・前期

日曜日	4月	曜日	5月	曜日	6月	曜日	7月	曜日	8月	曜日	9月	曜日	日
1 日	火	海の日振替休日	金	7	日	水	木	金	木	土	大学院公開講座①	1	
2 月	辞令交付式・初顔合わせ会	水	体育の日振替休日	土		月	11	木	木	日		2	
3 火	木	憲法記念日	日			火	12	金		月	15		3
4 水	オレンジション・研究倫理研修会	金	みどりの日	月	7	水	12	土		火	15		4
5 木	土	こどもの日	火	8		木	12		水	15		5	
6 金	日		水	8		金	12	月	木	15		6	
7 土	入学式【音楽堂】	月	3	木	8	土		火		木	15		7
8 日	火	4	金	8	土	補講日	月	12	木	木	日		8
9 月	水	4	木	4	日	火	13	木	木	火			9
10 火	1 前期授業開始	木	4	木	4	水	13	専攻会議	土	山の日	火		10
11 水	1 専攻会議	金	4	月	8	水	13	専攻会議	土	日	水	専攻会議	11
12 木	1	土		火	9	木	13		木	木		木	12
13 金	1			水	9 専攻会議	金	13		月		木		13
14 土		月	4	木	9	土			火	夏期休暇	金		14
15 日		火	5	金	9	木		日	水	夏期休暇	土		15
16 月	1	水	5 専攻会議	土		月	13 (海の日) ⇒5/1		木	夏期休暇	日		16
17 火	2	木	5	日		火	14/5	精神医学特論	金	精神医学特論	月	敬老の日	17
18 水	2	金	5	月	9	水	14/5	院生懇話会①	土	精神医学特論	火		18
19 木	2 研究科委員会	土		火	10	木	14/5	研究科委員会	日	精神医学特論	水	研究科委員会	19
20 金	2	日		水	10	金	14/5		月		木		20
21 土		月	5	木	10 研究科委員会	土		火		金		金	21
22 日		火	6	金	10	日		水		土		土	22
23 月	2	水	6	土		月	14	木		日	私分の日		23
24 火	3	木	6 研究科委員会	日		火	15		金	月	振替休日		24
25 水	3 修士論文指導会①	金	6	月	10	水	15 修士論文指導会③	土	日	火		火	25
26 木	3	土		火	11	木	15			水	前期成績発表 修士論文指導会④	26	
27 金	3	日		水	11 修士論文指導会③	金	15	月		木	27		
28 土		月	6	木	11	土		火		金		金	28
29 日	昭和の日	火	7	金	11	日		水	研究倫理研修会	土		29	
30 月	振替休日	水	7 修士論文指導会①	土		月	15	木	木	日		30	
31		木	7			火			金				31

平成30年度 こども心理専攻学事日程・後期

2017/4/12

日曜日	10月	曜日	11月	曜日	12月	曜日	1月	曜日	2月	曜日	3月	曜日
1 月 1 後期授業開始	木 5	土				火	元旦 年始休暇	金		金	1	1
2 火 1	金 5	日			水	年始休暇	土		土	2	2	
3 水 1	土 文化の日	月 10	木	木	木	年始休暇	日		日	3	3	
4 木 1	日	火 10	金				月	卒業学年成績発表	月	4	4	
5 金 1	月 6	水 10	土				火	修士論文発表会抄録原稿〆切	火	5	5	
6 土	火 6	木 10	日			水	修士論文再提出日	水		6	6	
7 日	水 6	金 9	月			木	再提出修士論文審査	木	木	7	7	
8 月 2 (体育の日) ⇒5/2	木 6	土 大学院公開講座②	火		水 13 専攻会議	土	金	金	金	8	8	
9 火 2	金 6	日							土	9	9	
10 水 2 専攻会議	土	月 11	木 13 研究科委員会	日					日	10	10	
11 木 2	日	火 11	金 12	月	建国記念の日	月	月	月	月	11	11	
12 金 2 大学院準備午後休講	月 7	水 11 専攻会議	土			火			火	12	12	
13 土 大学院準備日	火 7	木 11	日			水			水	13	13	
14 日 大学院祭	水 7 専攻会議	金 10	月 成人の日	木		木	研究科委員会	木	木	14	14	
15 月 3 大学院祭後片付午前休講	木 7	土	火 13 修士論文審査・試験	金 創立記念日		金	学位授与式(音楽堂予定)	金	金	15	15	
16 火 3	金 7	日				土			土	16	16	
17 水 3	土	月 12	水 14	月	日	日			日	17	17	
18 木 3	日	火 12	木 14	月	月	月			月	18	18	
19 金 3	月 8	水 12	土 大学院入学選考	火				火	火	19	19	
20 土 大学院入学選考	火 8	木 12 研究科委員会	日			水	専攻会議(修了判定)	水	水	20	20	
21 日	水 8	金 11	月 13	木		木		木	春分の日	21	21	
22 月 4 合否判定研究科委員会	木 8 研究科委員会	土 劳動感謝の日	日 天皇誕生日	火 14	水 15	木 15		金	進級判定教授会	22	22	
23 火 4	金	土	月 振替休日	木 15				金		23	23	
24 水 4	日	火 14	火 补講日	金 14	↓	木 14		月	研究科委員会(修了判定)	24	24	
25 木 4	月 9	水 补講日	土			火		火	成績発表・履修確認	25	25	
26 金 4	火 9	木 修士論文提出日	日			水		水		26	26	
27 土	水 9 修士論文指導会⑤	金	月 14	木 15		木	卒業判定教授会	木		27	27	
28 日	木 9	火 15	火 15	水 16		木		木		28	28	
29 月 5	木 9	土 年末休暇	火 15	木 16		木		金		29	29	
30 火 5	金 8 修士論文題目届け〆切	日 年末休暇	水 15	木 16		木		土		30	30	
31 水 5 修士論文指導会⑤	月 年末休暇	木 15				木	日	日		31	31	

備考

Division of Child Psychology



福島学院大学

大学院心理学研究科

こども心理専攻